

長期にわたる疾病等のため定期の予防接種を受けることができず 対象年齢を過ぎてしまった方への接種機会のお知らせ

予防接種法施行令の改正により、次の要件に該当する場合は、接種対象年齢を過ぎても、定期の予防接種として接種できるようになりました。 ※一部年齢制限があります。

接種前に申請が必要ですので、接種を希望される方は、中央保健センター（27-2112）までお問い合わせください。



【接種対象者】

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるなど特別の事情があったことにより、やむを得ず定期の予防接種が受けられなかった市民

【長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるなど特別の事情とは】

- ▶ 1 厚生労働省が定める疾病にかかったこと
- ▶ 2 臓器移植術を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
- ▶ 3 医学的知見に基づき、1 又は 2 に準ずると認められるもの

【接種期間】

特別の事情がなくなったと認められる日から起算して 2 年以内

※BCG ワクチンは 4 歳、ヒブワクチンは 10 歳、小児用肺炎球菌ワクチンは 6 歳、四種混合ワクチンまたは五種混合ワクチンは 15 歳までの年齢制限あり

【申請手順概要】

- 1 中央保健センターにお問い合わせいただき、申請書と主治医意見書を入手します。
- 2 申請書に必要事項を記入し、主治医意見書に記入してもらった後、接種歴がわかるもの（母子健康手帳等）を持参のうえ、中央保健センターに提出します。
- 3 白河市から決定通知書を送付します。（必要な予診票・接種医療機関一覧等も同封）
- 4 決定通知書及び同封書類、母子健康手帳等を持参のうえ、指定医療機関にて接種。（県外の医療機関等で接種を希望する場合は、別途手続きが必要です）

【お問い合わせ先】

白河市健康増進課（中央保健センター内） 予防管理係 0248-27-2112